

電子カルテ閲覧のための ID 申請について

はじめに

本マニュアルは、山口大学医学部附属病院情報システム（以下「情報システム」という。）を安全に管理、運用するため、「運用管理規準」及び「セキュリティ方針書」を基に、当院の情報システムの利用者が注意すべき事項を定めたものである。

従って、情報システムの利用者は、本マニュアル並びに「運用管理規準」及び「セキュリティ方針書」を遵守して、診療情報等の漏洩、改ざん、破壊などが発生しないように、安全に情報システムを利用しなければならない。

利用者権限は、情報システムを利用する上で、利用資格の識別及びプログラムやデータファイル等への不正アクセスを制御し、データの変更等において利用者の真正性を高めることを目的とし、利用者情報区分によりアクセス権を設定するものである。

治験依頼者(治験依頼者が業務を委託した者を含む。)又は自ら治験を実施する者(自ら治験を実施する者が業務を委託した者を含む。)による直接閲覧を伴うモニタリングおよび監査の受入れに関し、以下の事項を遵守すること。

1. 当院規定の利用申請書による利用者登録を行い、与えられた ID およびパスワードについては遺漏がないように管理すること。
2. 臨床試験支援センター及び治験責任医師等が指定した場所以外での利用はしないこと。
3. 治験対象患者の治験関連の情報の参照以外の操作は行わないこと。また、その治験対象患者の承諾が得られた参照の範囲に限定すること。
4. 治験に関連した電子情報の持ち出しは原則として認めない。
5. 当院の情報システム運用管理基準および、上記の利用規定に反する行為があった場合、疑われた場合には、即時に利用権限の取り消しを行う。

また、それによって当院及び治験対象患者等に被害が発生した場合には、当院から治験契約に基づいた賠償請求を行うことがある。